

パラリンピック・ふれあいパラスポーツフェスタ等開催事業業務委託仕様書

1 趣 旨

東京パラリンピックでの日本選手団の活躍を通して、障害の有無にかかわらず、全ての人が分け隔てなくスポーツに親しみ、県民が障害のある人や障害者スポーツに対する理解を深め、共に生きる社会について考える機会を育むためのスポーツフェスタ（以下「スポーツフェスタ」という。）及び障害者就労支援事業所等（以下「事業所等」という。）の農産物等をPRするための販売会（以下「マルシェ」という。）等を開催する。

2 委託事業名

パラリンピック・ふれあいパラスポーツフェスタ等開催事業

3 委託期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

4 委託業務の内容

事業の企画調整、広報及び運営一式。主な内容は、次のとおり。

開催日	8月28日（土）	11月～12月
開催内容	○マルシェ（第1回）	○スポーツフェスタ ○マルシェ（第2回）
委託業務の内容	(1)名称の提案 マルシェの名称 (2)マルシェの企画調整 (3)広報 (事前及び当日の周知) (4)その他本事業実施に当たって必要な事項	(1)名称の提案 スポーツフェスタとマルシェを合わせた総称 (2)スポーツフェスタの企画・調整 (3)マルシェの企画・調整 (4)広報（事前及び当日の周知） (5)その他本事業実施に当たって必要な事項

なお、事業内容の詳細については受注者決定の後、県と受注者で協議し、最終決定となるので、講演者等について複数の提案を可とする。

①スポーツフェスタについて

東京パラリンピックでの日本選手団の活躍を通して、障害や障害のある人に対する一般県民の理解を更に深め、障害の有無にかかわらず、全ての人が分け隔てなくスポーツに親しみ、共に生きる社会について考える内容であること。

ア キャッチコピー（スポーツフェスタのテーマ）の提案

特別講演の内容を踏まえ、スポーツフェスタ全体のキャッチコピー（テーマ）を提案する。

マルシェ（第2回）を合わせた総称とする。

イ 特別講演の企画調整

主に一般県民向け。パラリンピアンに加えて自身や家族が障害を有するなど、障害当事者の立場から講演が可能で集客が見込める著名人等から、講演者の選定、連絡調整等を行う。（トークショー形式も可。）

ウ 東京パラリンピックでの日本選手団の活躍の紹介

パラリンピック競技や日本選手団の活躍についての紹介に関する企画調整を行う。

エ ワークショップ等の企画調整

障害者スポーツや、点字、車椅子、補助犬等を体験する機会を提供することで、障害及び障害のある人への一層の理解促進を図るため、企画の立案、関係者との連絡調整等を行う。

※障害者スポーツについては必ず盛り込む必要があるが、委託業者はコーナーの確保及び広報のみを行い、実施する体験の内容の検討、事前の調整及び当日の運営等は富山県障害者スポーツ協会が行うこととする。

オ 手話によるステージ発表、ワークショップの調整

手話によるパフォーマンスの実施や手話を体験する機会を提供することで、手話言語条例の普及を図る。委託業者はコーナーの確保及び広報のみを行い、実施する体験

の内容の検討、事前の調整及び当日の運営等は富山県聴覚障害者協会が行うこととする。

※その他、音楽とアートによる特別コラボステージなども可能。

カ 障害当事者等によるメッセージの発信等の企画調整

障害や障害のある人に対する相互理解を促進するため、障害当事者等が自分の思いや考えをメッセージとして発信する場を設けるとともに、内容の企画調整を行う。

キ その他自由提案

②マルシェについて

障害者就労や農福連携の理解の向上に結びつく内容であること。

ア キャッチコピーの提案

イ マルシェの企画調整

15 事業所程度の出店とし、事業所等との連絡調整や販売調整を行う。

③広報全般

チラシ・ポスターの作成・配布、マスコミを活用したPR活動等を行う。

※チラシ・ポスター等の発注に当たっては、障害者就労施設等の活用を検討すること。

5 その他

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は県に帰属するものとする。
- (2) 会場については、8/28(土)富山駅自由通路・駅前広場を予約済みである。
※8/28(土)富山駅自由通路・駅前広場(予約時間帯 8:00~17:00)
- (3) 什器・備品、音響設備等は委託料に含める。
- (4) イベントの周知は受注者が全て行う。
- (5) 受注者は随時申込者を把握するよう努める。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者(県及び受注者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (7) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用分担において解決すること。
- (8) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (10) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する可能性がある。